

## 福岡市国家戦略特別区域会議後記者会見要旨

(平成26年6月28日(土) 12:12~12:51 於 福岡市役所15F 講堂)

### 1. 発言要旨

(新藤大臣) この福岡の国家戦略特区会議、第1回目、これは現地で立ち上げることを考えていたわけでありまして、今般、それが実現いたしまして、非常に私としてはうれしく思っております。これまで福岡市の関係者、高島市長を先頭にして、本当に熱心な御提案、それから、さまざまな活動をされているわけでありまして、それらの熱意が実ったことであります。

国家戦略特区は、地域の申請を国が受け付けて、認定を与えて、仕事をしていただくと、こういうものではございません。国と地域自治体、そして民間が一緒になって、同じ実施主体としてプロジェクトを進めていくと、こういう趣旨のものであります。それはこの福岡の課題を解決するものであるとともに、日本の経済の新しい扉を開く可能性を膨らませていく、そういうものにしたいと願っているわけでありまして、この福岡から御提案の雇用や労働関係、そういうものを含める新しい創業特区、こういったものをぜひ応援していきたいと、このように思っています。

今回、区域計画の素案を検討させていただきました。今、御提案いただいているもの、準備が整っているもの、さまざまございましたけれども、今回の議論をもとに、夏ごろまでには次なる会議を開きたいと、このように思っています。その会議では、特区の計画を決定したいと、このように考えておるわけでありまして、そして、認定を受けた事業については、秋には事業が開始できると、こういうようなスピード感を持って仕事が進むように、我々も取り組んでいきたいと、このように思っているわけでありまして。

本日の素案におけるエリアマネジメントにかかる道路法の特例、それから、スタートアップを支援するスタートアップカフェですね、それから、雇用労働のワンストップセンター、こういったものを一つにしてはどうかと、こういう御提案がございました。それから、創業等に係る外国人材の受け入れ、これの見直し、緩和というものがありますし、法人設立手続の簡素化、迅速化、こういったものについても御提案をいただいております。さらには、旅館業法の特例、そういったものも含めて、この福岡にある資産を生かして魅力づけをすると、こういうような仕事にも取り組んでいただけると、このように期待しているわけでありまして。

全体といたしましては、まず、工程表をもう一度確認しよう。今すぐ取りかかれるもの、調整が終わっているもの、それから、調整が必要であり、それは法改正を伴うもの、政令や通達の改正で済むもの、現行制度の運用で対応できるもの、さまざまなものがありますから、国家戦略特区の推進事務局といたしましても、こういったものを整理を既にしておりますけれども、全体としてこのプロジェクトの工程表をつくって、その中で国と地域、そして民間と、それぞれの役割を明確にしていこうではないかと、このようなことを考えております。

いずれにいたしましても、安倍総理が集中改革期間は2年であると。特に、国家戦略特区はスピードと実践をキーワードに進めていこうと、こういう御指示をいただいているわ

けでありまして、我々はもとより、その実現に向けてしっかりとやっていきたいと、このように思います。

私からは以上であります。

(高島福岡市長) きょうは記念すべき第1回の区域会議を福岡市で開催することができました。これは新藤大臣の強いリーダーシップのもと、国の皆さんも大変御協力をいただいて、福岡市で、市役所で開催することができたというのは大変ありがたいというふうに考えております。

きょうの会議の中で、福岡市としてスタートアップ法人減税、それから、創業人材等の在留資格の見直し、それから、航空法高さ制限のエリア単位での緩和、こうしたものなどを提案いただいたんですが、これらのものが規制改革等を議論するテーブルに乗った素案に書き込むことができたということは、これは極めて大きい一歩だというふうに思っております。

特に、スタートアップの法人減税に関していくと、これは実現すれば創業企業の成長と対日投資の促進、これが強く後押しをできるというふうにも考えております。

また、創業人材等の在留資格の見直しに関していきますと、これは実現しますと、福岡は留学生も非常に多いという特徴もございますけれども、そうした優秀な海外の方が多いという福岡市の強みをまさに発揮するチャンスになろうかと思っております。

航空法の高さ制限のエリア単位の見直しでございますが、これはもちろん、これから創業間もない企業ということだけではなくて、これから海外から福岡で創業したいという方、それから、既存の企業の皆さんも含めて、これに関しては幅広い企業の皆さんに恩恵が及ぶことになろうかと思っておりますし、ひいては国家戦略に資するまちづくりということにも大きく力になろうかというふうに考えております。

なお、この件に関しては、エリア単位での指定をお願いしていたわけですが、これは区域会議の後ですけれども、新藤大臣が実はきょう到着されてから、外を眺めていて、このようにスカイラインがそろったまちというのは、極めて世界的にも珍しいんだという御指摘をいただきました。そういう意味では、エリアという単位だけでも実は狭いんじゃないかと。

つまり、航空法自体が、今、プロペラ機からジェット機になって、いわゆる降下、それから上昇が極めて角度が急になっているわけですので、全体として航空法自体の規制緩和ということに取り組めば、これは福岡市だけではなく、日本全体の規制緩和の一つのドリルになることができるのではないかと、こうしたお話も、これ実は区域会議が終わった後だったんですけれども、こういったお話もいただきましたので、ぜひ参考にさせていただいて、いろんな提案ができればという、大変夢を持つお話ができたわけでございます。

それから、初期メニューはもちろんですが、追加提案の検討についても、国としっかり連携をして、スピード感を持ってやっていきたいというふうに思っておりますし、また、きょうの会議の中で非常に印象的だったのが、新藤大臣、それから小泉政務官ともに、これからのスケジュール化を明確にしていこう、そして、着実に、絶対にこれを推進していくんだという強い意気込み、こうしたものを感じることができた。また、こういった区域会議を開催することによって、一つの目標をつくって、これをまた推進力の一つにしてい

ただきたい、こういった御提案もございまして、非常にこれは、必ずこの今回の国家戦略特区を必ず実現させるんだという強い意気込みを、さらにこの会議で私自身感じ取ることができて、これは絶対に福岡で成功させようという気持ちがさらに強固に、強くなった次第でございます。

福岡市としても、絶対にこの国家戦略特区を実現させていくためにも、市の施策、市の規制緩和、国の規制緩和、こうしたもろもろ、税制も含めて、絶対にこのパッケージとして成功させていきたいというふうに考えた次第でございます。

以上です。

## 2. 質疑応答

(問) FBS福岡放送の記者の牟田と申します。よろしくお願いいたします。

まずは高島市長にお尋ねなんですが、きょうの席上で、法人減税について具体的な数字、何%程度まで引き下げできないかというような、具体的な数字を出されたのかということと、あと関連して、同じく法人減税に関してなんですけれども、先ほど大臣のお話からは「法人減税」という言葉が抜けていたと思うんですけれども、一方、市長は最初に法人減税について挙げられたと思うんですが、そこでの溝というものがあるんじゃないかなというふうに思ったんですが、その点いかがでしょうか。

(高島福岡市長) では、私のほうからお答えさせていただきます。

福岡市からはシンガポールが17%ですから、その具体例を挙げさせていただいた上で、それ以下という形で御提案をさせていただきました。これは今後、追加検討していくメニューということで素案の中にのったわけでございますので、具体的な制度設計は当然これからということになりますし、また、これを今後の国の税制改正の中の議論に提案をしていくというような形で、素案の中には記載となったわけでございます。

福岡市として、きょうこれを一番に今、私のほうから上げさせていただいたわけでございますけれども、通常、税制というようなものを、こういった素案の中であれ、要するに、国と一緒にやってつくっていく文書の中に明記ができるということは、これは実は極めて画期的なことだというふうに考えております。これまで、きょうに至るまでの間で福岡市として言ってきたことは、あくまでもこれは福岡市としてこういったことを考えているという場であって、きょうの区域会議において、これは区域会議全体としてこういったことを今後、議論のテーブルに乗せて話していきましょう、詰めていきましょうと、この文書にまず乗せることができたということは、これは非常に大きいことだということで、私のほうからは最初に説明をさせていただいたわけでございます。これを、これから一緒になって制度をつかっていき、検討していくということでございます。

(問) 大臣はいかがお考えでしょうか。

(新藤大臣) 私のほうは、意図的に落としているわけではなくて、これは福岡においてもこのような御提案をいただきましたが、過日の関西圏においても同様の御提案があります。東京においても御要望があるというふうに私は承知をしております。

ですから、今、安倍内閣は法人税の実効税率をどのように下げていくか、それは国際競争力を強化する、それから、企業のダイナミズムをさらに増強するための手段として税制

を抜本改革しようと、こういう方向で進んでいるわけでありまして。それにあわせて、今度は、まさに特区の中でさらにインセンティブを得られるような、そういう地域の工夫を税法の中にどう取り入れられるかというのは、既に検討を始めているわけでありまして、これは税法の本体にかかわることでもありますから、まずはプロジェクトとして進めていく、加えて、こういう新しい規制緩和や追加のこういう競争力を増すような、こういう部門を付加できれば、さらにこれはスピードが増していくだろうと、こういう期待はしているわけでありまして。

政府内でしっかりと、我々とすれば、目的意識を持って、ただ提案するだけではなくて、どうすれば実現できるかと、こういう観点から作業をしていきたいと、このように考えています。

(問) NHK福岡のミズカミと申します。よろしく申し上げます。

大臣にお伺いしたいんですけども、今のは法人税の減税の関連で、この成長戦略の中で、全国的に法人税を20%台に引き下げるといような話がある中で、福岡市がシンガポール以下に、17%以下というところかというと、アドバンテージが現状であれば17%に下げるとアドバンテージかなりあるように思われるんですけども、20%にこれが引き下がった中でも、17%以下というのが、ちょっとうまみというか、というのがかなり薄れるんじゃないかなという印象があるんですけども、そういう政府の考えがある中で、特区だけが法人税率の引き下げというところに関して、大臣が聞いたスケールとして、どのように受けとめて、どうしていきたいというふうにお考えなのかというのをお聞きしたいと思えます。

(新藤大臣) この問題は、仮に地方が自治体の判断で税の負担を下げたとしても、逆に法人税の本体のほうで課税負担が企業にとっては増えるような形になる面があるんですね。地方で下げても、逆に法人税本体で課税強化になってしまうので、これではうまみがないというので、なかなか進まない。こういう問題も提起されています。

ですから、国税と地方税のそもそも税法の根本的な議論の問題なんです。損金算入ですとか、そういういろんな問題があって、なかなか進まないということなので、あくまで実効税率が下がることと、それから、企業に対する課税負担が下がらないと意味がないんですね。ですから、こういうものを実現できるかどうかというのは、これはもう概念から考え直していかないと、なかなか進まない。

これは財務省からすれば、最もシンプルにここは整理されているところなんです。なので、政府内でのいろんな検討をしなくてはならないと、こういうことを私は思っているわけです。

(問) そしたら、法人税率を20%台に引き下げの中で、福岡市が17%以下ということで設定することはあり得るし、企業誘致に関する効果はあるんじゃないかなというふうに捉えられていると見てよろしいですか。

(新藤大臣) これは税法を少し越えて、そういう新しい規制緩和、また新しい制度を入れる場合には、それがどういう効果をもたらすかということが重要だと思います。福岡の御提案もたしか5年ですよ。ですから、そういうような減税措置や企業への優遇を与えた場合に、どのようなことが起きて、結果的に経済はどう変わっていくのか。それから、最

最終的には税収はどのようになるのか、こういったものをやはりトータルで計画をつくって、その中から今どういう制度にするべきかという議論をしなければいけないと私は考えています。ですから、単に税率だけの問題ではないんですね。そうではなくて、国の戦略、それから、この先の私たちの経済活動や企業のあり方というものをしっかり打ち立て、そのコンセプトワークを立てて、その上で、これだけの効果が出るのだから特例をつくろう、この特例は特区で実践してみたらうまくいくのではないかととなります。まず、戦略特区は大なる実験場であって、先鞭をつける場所でもあります。うまくそれが全国展開できるものは、これは日本国全体に反映できるようなものにしていきたいと、このように考えているわけです。

(問) その効果はシミュレーションをした上で、減税に関しては慎重に検討すべきというようなことでしょうか。

(新藤大臣) 慎重ではなくて、これが今まで具体的にさわるというか、実際にそれが実現できるかというところまでの議論はまだやっていないんですね。今回、ほとんど初めて、戦略特区というものをつくるときに、税制の特例についても入ってきておると。これまでの税制改正は、私どもはいろんな提案を、また皆さんからいただいた御提案をもとに、政府内、また与党内での調整をしておりますが、そのときの返答は、具体的プロジェクトがないのに、どういう経済が動くのかがわからないのに、どう検討しろというんだというのが率直な税調側からのお話だったんです。今回は、これで何年間でどれだけの企業がふえて、雇用がふえて、そして、そこでの産業活動によって税がどのように変わっていくか、こういったものが具体的に見える。そうすると、それを前提にしてこんなことができないだろうかという作業に入っていくと。ですから、慎重にとか、そういうことではなくて、これはプロジェクトとして、これが合理性があるかどうか、そういったものを精度を高めることが、これが実現の判断になっていくと、このように思いますね。

(問) 西日本新聞の福間と申します。ありがとうございます。

福岡市の国家戦略特区、世界で最もビジネスのしやすい環境ということで、東京は例えばイノベーションだったり、関西は医療、その当時は福岡はいわゆる雇用改革、創業のための雇用改革拠点ということで立ち上がった話だったと思っています。

きょう、最初にあった特別区域の名称、グローバル創業・雇用創出特区というふうになっているところなんですけれども、もともと区域法人の事業に関する基本的事項の中で、創業後5年以内のベンチャー企業に対する雇用条件の整備というものが上がっていたところだと思います。今後の区域会議で、この雇用というところに関して、例えば、昨年、市が示していたところでは事前解決型の解雇であったり、解雇規制の緩和という言葉が言われたところだったとは思いますが、そういった点、雇用改革ということについてはどういったビジョン、また見通しをお持ちで今後特区の事業を進めていこうというふうに考えていらっしゃいますか。

(新藤大臣) まず、この雇用労働相談センター、これをつくろうと。それとスタートアップカフェ、これを一緒に整備できないかというところに新しさがあると思いますね。

この雇用労働相談センターは全国展開できますが、しかし、当面特区の中に置くということで厚生労働省が調整をしてくれて、合意を得たわけであります。ですから、こういう

中で、もう既にこの設置については、非常に海外の企業からも好意を持って受けとめられていると、こういうことがあります。ですから、福岡の場合はグローバル創業雇用創出特区と、こういうことで、そこの特徴を市長が前々から進めておりました雇用や創業、ここを特化したいんだという、これはかなり進むのではないかと思うんです。

私は、かつて市長からのプレゼンを受けたときに、よく記憶しているんですけども、戦略特区に指定されなくてもやりますからと。もう既に準備を始めているし、我々はやろうと思っているんですけど、そういう姿勢が我々は逆にすごく高く評価をしたところなんです。国に何かをやってください、認めてくれたらできますよではなくて、私たちはやるんです。だから、それを後押ししてくれるならもっと大きな効果を出すことができますよという姿勢が非常に私はよかったというふうに思うんです。

かつ、このまちのコンセプトといいますか、ビジョンは、世界一チャレンジしやすく、新たな価値を生み続ける都市と、こういうわかりやすいビジョンがあるわけです。ですから、実はこの雇用が大きな特区だと言われておりますけれども、合わせてこのエリアマネジメント、これも重要な要素になると思います。こういう中心市街地の活性化を、また、そういう地域の商店街ですとか、コミュニティーを動かしていくときに、エリアマネジメント、新しい手法を入れようとしているわけです。そういう中で、地域が持続可能で、かつ行政に頼らずに、自分たちでこの地域を活性化していくと、そういう取り組みをやろうとしているわけなんです。私は、それはぜひ応援はしたいし、まちぐるみで住みやすいまちになり、働きやすいまちになれば、そこで会社をつくりやすく、また雇うことに、雇用に対してですね、明確なイメージがあってメッセージが出ていると。そうすると、結果的には福岡という都市が活性化すると思います。この都市の経営というのは、一つの部門だけで成り立っているわけじゃないんです。さまざまな1次、2次、3次の産業、それから、まちのアメニティーも含めてですよ、いろんな要素があってまちというのは発展していくわけなんだから、まず特徴をつけて特区にするわけなんだけれども、私は国家戦略特区というのは、何かをきっかけにして、全体の地域のパワーを上げられるようなものにしていけるのではないかと、このように期待しているんです。

(高島福岡市長) 雇用に関して私のほうからもよろしいですか。福岡として、今回、雇用労働相談センターをつくるということになりまして、これは日本の雇用が、雇用条件が非常に不明確というところを、これ自体の規制をこれから変えていくという形ではなくて、雇用労働相談センターの中で、これまでの判例をきちんと整理をして、これは単純な、一見事務作業的なように聞こえるかもしれませんが、実はいろんな企業のいろんな状況に応じていろんな判例が出ているんですね。こうしたことを知っているのはごく一部の専門的な方しかいらっしやらないという現状があるわけです。ですから、ここはそうした意味ではいろんな企業に応じた相談ができて、そして、これまでの判例なども整理した形で、いわゆる労使ともに予見可能性が非常に高まってくるというものができる、これは非常に雇用にとって大きな第一歩を踏み出すことができるというふうに考えておりますので、大変歓迎をしているわけでございます。

かつ、これが具体的なお話として、きょう福岡市としてもう既にスタートアップカフェという起業家のための情報、そこで働きたい人の情報、それから、いろんなセミナー、さ

らにはワンストップ窓口、そして、さらに雇用労働相談センターと、さまざまな機能を一体的に集めて、10月にこれをオープンを目指して現在取り組むということを福岡市のほうからも表明をさせていただきました。こうした具体的な期日を切りましたので、それまでに向けてしっかりと進めていきたいというふうに考えております。

また、竹中委員からは、特にワンストップ窓口に関しては、これは日本にとって非常に大きな課題であるので、福岡市として、やはりこの分野に関して、特に先鞭をつけていただきたい、こういうようなお話もございましたので、やはりこのワンストップ、私たちが今考えているものは、まず自分たちでできることということで、福岡市ができることは、できるだけフォローをしながらワンストップでできるようにと考えているわけですが、さらに進んだワンストップ窓口というものもできるように、これからしっかりその検討を、スピード感を持ってしていきたいというふうに思います。

(問) 済みません、追加で申しわけありません。今回の雇用労働相談センターのワンストップ制とワンストップサービスというのは、これはこれで大きな規制改革というか、そういった取り組みだとは思いますが、それだけで、例えば、雇用改革というところに不十分ではないかという指摘がもしかしたらあるかもしれません。例えば、これから先にそういった実際の雇用改革、今、明確化というところだとまっていますけれども、そういった先のところまでやっぱり踏み込んでいく、そういったお考えというのはお持ちでしょうか。

(新藤大臣) これは国家戦略特区の大いなる実験であるとともに、自己増殖できるプロジェクトにしたいと思っています。取り組んで、今までの事業というのは、計画をつくり、申請をして、それが認定されるとそれを実施するという、それで一連のプロセスなんです。戦略特区というのは、私たちはそこを少しまた違うものにしていきたいと思っています。新しく事業を御提案いただく、それをやってみる。そうすると、例えば、我々は今回、特定事業というもの、エリアマネジメントなどは特定事業、いわゆる都市再生まちづくり分野と、国家戦略道路専用事業と、こういうふうになっているんです。この特定事業を計画に入れようとする際には、この特区内において、この認定事業に参加したい人をまた公募することになるんです。ですから、今、既に事業をやりたいと言って申請されている方以外に、本当にその事業ができることになると、次なる新たな方々も募集するんです、参加してもらいます。ですから、最初の計画がもうその時点で膨らむことになるんです。ですから、この雇用労働につきましても、これはさまざまな問題がある、または挑戦すべき課題があるわけです。ですから、まずは今までの事例を整理して、事前の予見可能性を高めるということが非常に今評価されているわけなんですけれども、これをやったその先に、そこから次なるものが出てくれば、これは当然議論の対象になると。また、そういうことを我々はローリングと呼んでいますけれども、1つの仕事、そこにとどまらずに、どんどん膨らみながら進んでいく、転がっていく。だから、その先は大きな目標というのは、我々は日本を元気にする、世界に開いていく、世界を呼び込んでいく、そういう目標の中で私たちはいろんなチャレンジをしていきたいと、それが安倍総理の方針だということでございます。

(問) 西日本新聞デジタルの河合といいます。2点お尋ねです。

1点目は、航空法の高さ制限に関してですけど、先ほど大臣もスピード感が大事だということを強調されまして、航空法そのものの見直しになってしまうと、やはりちょっと時間がかかってしまうのではないかという懸念があります。

一方で、福岡では、足元、明治通りの再開発が既に少しずつですが、もう動き始めている部分があります。その点、こういったスピード感をどういうふうに時間をかけずに福岡の中でやっていけるかという点をお尋ねするわけです。

それともう1点は、福岡の特区の場合は創業支援、創業促進というのが命題になっていますが、この区域会議のメンバーを見ても、ベンチャー経営者の方が入っていないという点があります。その点、今後、特定事業の選定の関係で仕方ない部分もあると思うんですけど、今後の議論の進め方の中でベンチャー経営者の生の声をどういうふうにくみ上げて押し込んでいくかと、その2点について。

(新藤大臣) 航空法の規制緩和につきましては、まず要望の出ている範囲、それに取り組むこととなります。ですから、これは国交省になると思いますけれども、そうしたところと、この福岡において今の現状、それから、既にもう開発というか、再開発しなければいけない、そういう老朽化、また耐用年限が来る、そういう建物が大分ふえているところがありますから、それに対応するためにどんなことができるかというのは、まず、それを議論したいと、このように思っています。

ただ、私は、これは個人的な私見も交えてのことではありますが、先ほど市長からも御紹介いただきましたが、これだけスカイラインがそろっている大都市って、例えば、ロンドンとかパリとか、そういうところ以外余りありませんよ。日本の中だって、皆さんは福岡にいるから当たり前と思っているかもしれないけど、私が見て、とてもすばらしいことだなというふうに思いました。

ですから、これはまちの資産なんですね。こういう都市のデザインを生かしていくには、エリアで、平面上でこの地域にどんなことをしたらいいかということプラス、ランドスケープデザインというのを入れたらどうですかと。まち全体として、どこから見たらどうなるかというのを検討してみると、その観点から、じゃ、全般ももう少し改定があったほうがいいのかということになるかもしれませんよと。

そういうことと、それから、今の航空法というのは古い、昔の飛行機の性能を前提にしての規制になっているわけですから、もちろんまだ昔の飛行機も飛んでいますからね。だけれども、今の現状で、果たして航空機の性能、それから離着陸の角度、こういったものと今の航空法が本当にぴったりはまっているのかどうなのか、こういうものを考えていくと、いや、福岡の、まずは御要望が出ているものに対応する検討をしつつ、もしかすると、それは法律全体に及ぼすことにもなるかもしれませんねという可能性をお話ししたので、そっちを解決しない限り個別のことはやらないという意味ではありませんから、スピード感に影響は出ないと、こういうことでもあります。

それからベンチャー経営者の話については、特区会議というのは、あくまで意思の確認機関であって決定機関であります。したがって、これから事業者がどんどんふえてくると、それらの方々すべてにお入りいただければもう会議にならなくなるわけです。ですから、私が担当大臣として主催をする計画作成を行う、また、新しい提案を受けとめる、そうい

う特区会議は、これは今の法律にのっとして、このような構成で進めていくと。

その特区会議に打ち出すべき地元からの声や提案は、これは市長を初めとして、皆さんでそれぞれの分野での協議会をつくることも可能だと思うし、ベンチャーの人たちが、また創業の人たちがふえてくれば、そういう人たちの集まりというものをつくって、その意見集約をしたものをまた民間の代表なのか、これは市長なのか、そういう方々から出していればいいと思います。今後のことを考えると、重層的な推進体制にしておかなくてはいけないのではないかなと思いますし、もちろん、そういうことを考えて準備してくれると思います。

(高島福岡市長) そしたら、ちょっとだけ補足してよろしいですか。

博多駅周辺は現在50メートル、11階、これを13階まで。この福岡市の天神エリア、67メートル、現在15階、これを76メートル。ですから、プラス2階で17階、ここまでエリアとして航空法高さ制限の緩和をしたい、これをお願いしたわけです。なぜか。これは、今の航空法の改正でなくとも、今、実はもう例外的に、例えば避雷針の高さがもう既に立っている、こういうような実態があるわけです。ですから、これに今合わせるということできているんです、今でも。ただ、これは、大阪航空局を初め、いろんなどころと折衝が必要で、時間もかかる、大変コストもかかる。ですから、これを1個1個した場合に断念する新しい開発者も多いんですね。ですから、ここを最初からエリアとして、今御指摘のとおり明治通りも開発が進もうとしている、博多駅周辺もこれから変わろうとする。機能更新を進めていく上では、これを個別単位でするのではなくてエリアで、もう同じようにしてしまうということになれば、非常にこれは民間の動きの開発の促進につながるということなんですね。もう既に今でも例外があるということであれば、じゃ、これはエリア単位でお願いできないかということです。また、同じようにすり鉢型でつくるということであれば、大臣のおっしゃるような形もできるようになるんじゃないかと、こういった新しい次の発想もきょう生まれてきたんですが、これはもちろん重要な課題として検討をしますけれども、まずは、今、個別にやって例外ができていたものをエリア単位でするということ、スピード感を持ってぜひやっていきたいと思います。

(問) 朝日新聞と申します。よろしくお願ひいたします。

新藤大臣に法人税減税についてお尋ねなんです。福岡市の提案としては、創業5年以内の企業に限ってという提案ですけれども、他都市、東京、関西圏と比べたときの福岡市の法人税減税の提案についての評価をお願いしますでしょうか。

(新藤大臣) これは福岡で、ですから福岡の方法を導入した場合に、どういう効果が出るのかというものを、これをきちんと出していただきたいと、このように思っています。その上で我々は、個別の作業として、税調のプロセスにのせたいと、このように思っているわけでありまして。ただ、今現状で法人税に対しては、もう抜本的な改正が行われることとなります。そのときに、国と地方の税の取り合いというもの、こういったものもこれはかなり、まだまだ煮詰めなきゃいけない部分があるわけです。そういったことも含めて、じゃあ、それを前提にして、新しい制度ができることを前提にして、そこに加えて特例がどう認められるかという作業をせざるを得ないわけです。しかしそれは、今年度の税調作業の中に入っていくということでありまして。ですから、何よりも戦略特区として地域指定が

なされておりますから、具体的なケースとして作業ができる。だから、東京に比べてとか大阪に比べてという、そういう評価ではなくて、ここはここで納得できる中身が伴えば、これは実現が高まっていくと、こういうことだと思います。

(問) ありがとうございます。もう1点だけ。

在留資格の緩和についてお尋ねなんですけど、市長にまず1つ、4つの緩和を市の提案が俎上にのったわけですけども、市としてはどういう政策設計してこれを生かしていきたいと思われませんかという質問が1つと、大臣については、この在留資格の緩和についてのスケジュール間を教えてくださいませんか。

(高島福岡市長) じゃあ、私のほうから。

まずはやはり福岡市は留学生が多いというところで、この留学生など、要するに日本語ができて優秀な学生たちをしっかりと地域資源として生かしていくという視点が1つ。それから、もう1つが対日投資ですね。外から来て日本で起業しようとする人の受け皿として、この2つの点で規制の緩和をしっかりと活用させていただきたいというふうに思います。

(新藤大臣) 私どものほうは、そういう具体的な提案が出てきておりますから、既に関係省庁との調整には入っておるわけでありまして。これは根本的な問題もはらみますから、さまざま課題はあるんですけども、ぜひ前向きに取り組んでいきたい。特に、特区においてそういったものをまず適用できないかということについては、これは極めて前向きに取り組みたいと、このように私は考えております。

(以 上)